

# 総会（総代会）後の事務処理

組合は、総会（総代会）終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

認可行政庁への決算関係書類等の届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますのでご注意ください。

## 1) 税務申告及び納税

総会（総代会）で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

## 2) 決算関係書類の行政庁への提出

総会（総代会）終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

なお、認可行政庁が東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局の組合につきましては、令和2年10月1日付で認可行政庁が山形県に変更となっている場合がありますのでご注意ください。

### 決算関係書類提出書

<添付書類>

- ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、⑥監査報告書、⑦総会（総代会）議事録の謄本（原本証明が必要）

## 3) 役員変更届の行政庁への提出

役員の変更があった場合、変更の日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

### 役員変更届出書

<添付書類>

- ①変更した役員の氏名・住所
- ②変更の年月日及び理由を記載した書面
- ③理事会議事録の謄本（原本証明が必要）
- ④総会（総代会）議事録の謄本（原本証明が必要）

なお、総会（総代会）において新たな役員を選挙又は選任した場合は、決算関係書類への総会（総代会）議事録添付により役員変更届書への総会（総代会）議事録添付を省略することができます。また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がない場合は、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

（※役員全員重任の場合でも、代表理事の登記は必要となりますのでご注意ください。）

## 4) 定款変更の認可申請

総会（総代会）で定款を変更した場合には、速かに認可行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。

### 定款変更認可申請書

<添付書類>

- ①変更理由書
- ②変更箇所を記載した書面（新旧対照表）
- ③定款変更を議決した総会（総代会）の議事録の原本及び謄本（原本証明が必要）
- ④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書（定款変更が事業の場合）

※定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談下さい。